

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年2月24日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 商工観光課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成27年12月2日～12月16日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 監査資料の主要事務事業については、主要施策の成果に関する説明書との整合性を図りながら、作成に際しての注意書きに留意し、執行状況が分かり易い内容とすること。	1. 執行状況が分かり易いよう、作成に際しての注意書きに留意し、整理しました。
2. 複数の事務局を担当している協議会関係文書綴りについて、協議会文書と市文書が混在しているものが見られるので、整理した上で編綴のこと。	2. 協議会関係文書と市文書を整理し、編綴しました。
3. 備品管理台帳を整備し、現物と照合できるような方法により、適正な備品管理に努めること。また、被服貸与簿についても不備が認められたため、被服貸与簿により整備を図ること。	3. 備品管理台帳を整備しました。また、被服貸与簿についても確認し、整理しました。